第二千百五十五号

平成二十三年

曜

崎線

一地先から

年八月一日

韮崎市水神一丁目二〇九一番の

一地先まで

日

八月一日 月

山梨県告示第三百二号

まで一般の縦覧に供する。 設事務所 (吉田支所を除く。) において、この告示の日から平成二十三年八月二十二日 路の区域を変更する。その関係図面は、 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建 次のとおり道

平成二十三年八月一日

. 四九三

道路の種類 県道

山梨県知事

横

内

正

明

路 線名 都留インター 線

. 四九六 . 四九三

Ξ 道路の区域

. 四九七

	都留市(都留市([
)る四丁目)る五丁目 日	
	都留市つる五丁目一〇九八番の二地先まで都留市つる四丁目一一七三番の五地先から		都留市つる五丁目一〇四八番の二地先まで都留市つる四丁目一一七六番地先から	F
新	III	新	III	の別
t· ?	七· 三 五 五	五・四~	八· 三 至 五	(メートル)
四五五・〇	四五五・〇	— 五三· O	- 五三・O	(メートル)

示

告

開発行為に関する工事の完了について.....

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について.....

.....四九八

. 四九九

採石業務管理者試験の実施......四九八 生活保護法に基づく施術機関の廃止......

生活保護法に基づく医療機関の廃止......四九七

生活保護法に基づく医療機関の指定......

生活保護法に基づく施術機関の指定......

道路の区域変更......

道路の供用開始......四九三

告

示

目

次

山梨県告示第三百一号

す る。 路の供用を開始する。その関係図面は、 所峡北支所において、この告示の日から平成二十三年八月二十二日まで一般の縦覧に供 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり道 山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務

平成二十三年八月一日

山梨県知事 横 内 正

明

県道	種 道類 路の
茅	路
茅野北杜韮	線
韮	名
韮崎市水神一丁目二〇九三番の	回
五	(メー
0	(メートル) 長
平成二十三	期日開始の

Щ

梨

県

公

報

第二千百五十五号

平成二十三年八月一日

公 告

 \odot 生活保護法に基づく医療機関の指定

生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第四十九条の規定により、 次のとおり

山梨県 公 報 第二千百五十五号 平成二十三年八月一日

医療機関を

さくら薬局	う	わだ歯	局	支一援般力財	局 支援	般財	原皮膚		はなわ眼科		佐野医院	薬局	支一援般 財	山梨口	徳永薬局	2	,	医療機関
)薬局 山梨店	うさぎ 訪問看護ステーション	わだ歯科クリニック		支援センター 甲府南薬一般財団法人医薬分業	局 支援センター 甲府北薬		原皮膚科医院		眼科		院		支援センター 会営調剤一般財団法人医薬分業	山梨口腔保健センター	《局 山梨中央店	和	7	平成二十三年八月一日医療機関を指定した。
山梨市上神内川千百三十九番地一	甲府市伊勢四丁目二十一番八号	甲府市荒川二丁目六番六号		甲府市增坪町四百四十七番地一		甲府市美咲二丁目十番十六号	笛吹市石和町松本千百一番地	地	南アルプス市在家塚六百四十一番	地	南巨摩郡南部町内船七千二百二番		中央市若宮二十七番地十二	甲府市屋形二丁目一番三十三号	中央市井之口千九十一番地一	有		나 다 가면 가는 다
平成二十二年四月一日	六日	平成二十二年六月二日		平成二十二年四月一日		平成二十二年四月一日	日 平成二十二年四月十二		平成二十二年四月六日		平成二十二年四月六日		平成二十二年四月五日	平成二十二年四月一日	平成二十二年四月一日	指定年月日		黄 ち E
	7		±4	- 	12	海 点		//		: _न	1	杏	局サ		±>	+ct;		/ 足
なかじま胃腸クリニッ	アイ薬局 勝山店		杉田歯科医院	すみれ薬局 国母店	りほく病院	徳行店 甲府	護ステーション	ハートフル塩山訪問看		河口湖透析クリニック	クス	薬局ナチュラル・メデ	局 サンドラッグ 敷島薬		おかだ内科クリニック	城東歯科クリニック	ことぶき整形外科	保坂歯科医院
甲府市国母八丁目二十八番三号	百八十番地六南都留郡富士河口湖町勝山四千五	番地一	南巨摩郡富士川町青柳町二百九十	甲府市国母八丁目二十八番十八号	甲斐市岩森千百十一番地	甲府市徳行二丁目十四番二十三号 平成二十二年八月一日	地	甲州市塩山上於曽千三百七十二番 平成二十二年六月二十	十九番地二	南都留郡富士河口湖町船津五千百 平成二十二年六月一日	コー北口駅前ビル	甲府市北口二丁目九番十二号ニシ 平成二十二年六月十四	番地一 甲斐市中下条字三味堂九百三十五 平成二十二年六月三日	コー北口駅前ビルニF	甲府市北口二丁目九番十二号ニシ 平成二十二年六月一日	甲府市城東四丁目十三番五号	甲府市寿町十四番二号	甲府市荒川一丁目三番二十七号
平成二十二年九月一日	平成二十二年九月三日		- 平成二十二年九月三日	六日六日二年八月二十	平成二十二年二月一日	平成二十二年八月一日	八日	平成二十二年六月二十		平成二十二年六月一日	日:	平成二十二年六月十四	平成二十二年六月三日		平成二十二年六月一日	平成二十二年四月一日	平成二十二年五月一日	平成二十二年五月一日

山梨県公報
第二十
十百五十五号
平成
一十三年八月一日

	かみや整形外科クリニ	店ので調剤薬局	リニック	竹川薬局	大前店 株式会社中沢薬局	アイ薬局	クしていまた。	さした。	きたむらクリニッ	クマモト歯科クリニッ	ノ南薬局 株式会社ウエ	たいよう薬局	ニック富士彩スキンケアク	清水内科外科	山の手歯科クリニッ	ク
	外科クリニ	楽局城東	・脳神経ク	和田		下吉田店	本グリニッ	ナ フ ユ ニ ツ	リニック	料クリニッ	ナウエ	回	ンケアクリ	科医院	クリニック	
	甲府市城東四丁目十七番五号	甲府市城東四丁目十七番五号	十三号富士吉田市ときわ台一丁目一番二	甲府市和田町三千三番地百三十八	中央市若宮二十三番地三	富士吉田市下吉田千百五十番地三	富二世目六一世日千百五十者以一		中央市若宮二十三番地二	地一南アルプス市小笠原七百六十三番	甲府市下曽根町五百十八番地	甲府市増坪町四百十六番地	三号富士吉田市中曽根三丁目二番四十	甲府市千塚四丁目九番十六号	甲府市酒折一丁目四番十号	
-	平成二十二年十一月一	日平成二十二年十一月一	日平成二十二年十一月九	日平成二十二年十一月一	八日平成二十二年十月二十	平成二十二年十月五日	¬ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	区域二十二年十月11日	平成二十二年十月一日	平成二十二年十月一日	平成二十二年十月一日	平成二十二年十月一日	日平成二十二年七月十六	平成十九年三月二日	平成二十二年九月一日	
	店のおります。	医院院	小林歯科医院	アイ・デンタル・オフ	ック阿部ファミリークリニ	梶山クリニック	川原医院	ĺ	メロディー 調剤薬局	ック権枝子おおつきクリニ	ときわ薬局調剤センタ	士吉田店 ままれる ままま ままま ままま ままま ままま ままま まままま まままま		うが、三国外長売	山岸クリニック	ック
	地内一街区地内一街区		地 南巨摩郡身延町三沢五千九百六番 平成二十三年三月一日	光ハイツB上野原市ハツ沢五百九十六番地五	甲州市勝沼町下岩崎千五十二番地	甲府市徳行一丁目三番二十号	上野原市上野原千九百八十四番地		甲府市塩部四丁目十四番十一号	大月市大月一丁目八番五号	山梨市落合四十八番地一	十三 一号 日 日 日 日 日 日 日 日 日			十七番地 南都留郡富士河口湖町船津千百九 	
	日本成二十三年三月十一		平成二十三年三月一日	一平成二十三年二月一日	平成二十三年二月十日	平成二十三年二月一日	平成二十三年二月七日	3 	平成二十三年二月一日	平成二十三年一月一日	日 平成二十二年十一月一	日日十二年十一月一			日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	日

● 生活保護法に基づく施術機関の指定

平成二十三年八月一日十九条の規定により、次のとおり施術機関を指定した。十九条の規定により、次のとおり施術機関を指定した。生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用されて護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において

山梨県知事 横 内

斉藤整骨院	古屋接骨院	城北整骨院	努接骨院	林整骨院	寿接骨院	大門接骨院	まるや接骨院	おやまだ接骨院	やすとみ鍼灸整骨院	名
甲斐市富竹新田二千五十六番地四	甲斐市西八幡千六百六番地八	甲府市千塚二丁目五番十五号	富士吉田市下吉田千二百四十番地	三	番地六富士吉田市下吉田五千九百七十七	富士吉田市新倉二百四十五番地一			上野原市上野原千七百三十五番地	所 在 地
七日	八日平成二十二年五月二十	七日平成二十二年五月二十	日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	日	日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	日平成二十二年五月二十	日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	五日	指定年月日

年五月二十	年五月二十	年五月二十	年五月十八	年五月二十	年五月二十	年五月二十	年五月二十	年五月二十		年 月 日	正明	用する同法第四	
												<u> </u>	_
春日居鍼灸整骨院	おおぞら整骨院	ヤック整骨院	おおぞら整骨院	虹の郷 M住吉	水口はり灸整骨院	帝京山梨接骨院	一心堂接骨院	太陽接骨院	しむら接骨院	桃園接骨院	酒井整骨院	野沢接骨院	
笛吹市春日居町桑戸六百六番地七	番地	院大学古屋記念堂内開府市酒折二丁目四番五号山梨学。平成二十三年二月一日	ビルーF山梨市上神内川七十四番地甲州屋	田マンション二百一七日甲府市住吉三丁目二十二番一号長平成二十二年十一月十	笛吹市唐柏四百三十三番地三	山梨市上神内川千百五十番地一	甲斐市篠原千九百五十六番地一	笛吹市石和町井戸九十八番地	甲府市貢川二丁目五番五十五号	カーカース市沢登九百七十八番地	笛吹市一宮町中尾一番地四	甲府市宮前町二番地三	-
平成二十三年一月一日	六日六日二年十二月十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	平成二十三年二月一日	四日四日	七日	十五日 平成二十二年十一月二	九日平成二十二年十一月十	日平成二十二年八月十二	日平成二十二年六月三十	平成二十二年八月一日	一日	八日平成二十二年五月二十	九日平成二十二年五月二十	-
年一月一日	年十二月十二	年二月日	年十二月十	年十一月十	年十一月二	年十一月十	年八月十二	年六月三十	年八月一日	年五月三十	年五月二十	日 日 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	手 三 十 一

Щ 梨 県 公 報 第二千百五十五号

平成二十三年八月一日

生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第四十九条の規定により指定した次の 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止

医療機関は、廃止した。

平成二十三年八月一日

山梨県知事 横 内 正

明

Ξ	南都留郡富士河口湖町船津五百六十八番地三	山岸外科医院
	甲府市宝一丁目六番四号	十字堂あめみや薬局
	甲府市千塚四丁目九番十六号	清水内科外科医院
	甲府市酒折一丁目四番十号	山の手歯科クリニック
	甲斐市岩森千百十一番地	りほく病院
	甲府市寿町十四番地二	ことぶき整形外科
	山梨市上神内川千百三十九番地一	さくら薬局山梨店
	甲府市增坪町四百四十七番地一	府南薬局社団法人山梨県薬剤師会会営甲
	甲府市美咲二丁目十番十六号	府北薬局社団法人山梨県薬剤師会会営甲
	甲府市荒川一丁目三番二十七号	山梨口腔保健センター
	南巨摩郡南部町内船七千二百二番地	南部町内船診療所
	中央市若宮二十七番地十二	利薬局 社団法人山梨県薬剤師会会営調
Ξ	中巨摩郡昭和町清水新居千二百七十八番地三	大谷こどもクリニック
地	所在	名称

中央市臼井阿原九百番地	田富訪問看護ステーション
甲府市和田町三千三番地百三十八	一竹川薬局和田

生活保護法に基づく指定施術機関の廃止

十九条の規定により指定した次の施術機関は、廃止した。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第四

平成二十三年八月一日

山梨県知事 横 内 正 明

名	所	在	地
しむら接骨院	甲府市徳行	甲府市徳行二丁目十七番十九号	
水口鍼灸整骨院	笛吹市石和	吹市石和町松本八百三十番地一	
春日居鍼灸整骨院	笛吹市春日	吹市春日居町桑戸六百六番地七	

生活保護法に基づく指定医療機関の変更

機関に次のとおり変更があった。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第四十九条の規定により指定した医療

平成二十三年八月一日

山梨県知事

横 内 正 明

ョンなないろ訪問介護ステーシ	みちだ歯科クリニック変更後のたなべ歯科医院変更前	名称
住吉二百一号 甲府市住吉四丁目三番三十二号ドミール 変更前	甲府市大里町四千八十九番地二	所在
ミール		地
所在地	名称	変更事項

Į	L
ť	i
J	Ī
•	•

韮崎 デーションほっと・ほっと 山梨県看護協会訪問看護ス	ウエルシア薬局 石和店変更後 アルシア薬局ナカヤ石和変更前	住吉病院財団法人住吉病院変更前	
韮崎市本町一丁目十四番二十一号変更後韮崎市本町三丁目六番三号変更前	笛吹市石和町井戸七十二番地	甲府市住吉四丁目十番三十二号	甲府市大里町二千九百四十一番地一変更後
所 在 地	名 称	名称	

採石業務管理者試験の実施

採石業務管理者試験を次のとおり実施する。 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十二条の十三第一項の規定により、

平成二十三年八月一日

山梨県知事 横 内

正

明

試験日時

平成二十三年十月十四日 (金)午前十時から正午まで

= 試験場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁北別館六〇一会議室

Ξ 受験資格

年齢、性別、 学歴、居住地及び国籍を問わない。

兀

次に掲げる科目について筆記試験を行う。

- 岩石の採取に関する法令事項(環境保全関係法令事項を含む。)
- 2 ずる湿状の岩石粉)の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関す 岩石の採掘、発破、破砕選別、 汚濁水の処理、脱水ケーキ(脱水処理に伴って生

 \overline{H} 受験手続 る技術的な事項

提出書類

受験願書

縦四センチメートル、横三センチメートル、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を 記載したもの) 写真 (受験願書提出前六月以内に撮影した、無帽、正面、上半身像のもので、 — 枚

2 受験手数料

しないこと。) 八千円 (受験願書に八千円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、 消印は

受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。

受験願書受付期間

午後五時まで。ただし、郵送の場合は、 める条例 (平成元年山梨県条例第六号) に定める県の休日を除く毎日、午前九時から 平成二十三年九月二十六日 (月) から同年十月七日 (金) までの山梨県の休日を定 同日までの消印のあるものは有効とする。

受験願書の提出先

受験願書は山梨県森林環境部森林整備課 (甲府市丸の内一丁目六番一号) に提出す

ること。

合格者の発表

に、合格者に通知する。 山梨県庁東側のスクランブル交差点掲示板に合格者の受験番号を発表するととも

九 その他

試験当日持参するもの

受験票

筆記用具

2 疑問の点については、山梨県森林環境部森林整備課 (電話○五五 = = = _ 六

四五)に問い合わせること。

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、 完了した。

平成二十三年八月一日

山梨県知事

横

内

正

明

開発区域 (工区) に含まれる地域の名称

一、二六七の一及び二六七の三の区域六の一、二二七の三、二二九の一、二二九の一、二二九の一、二二九の二、二二九の三、二二九の四、二六五の中州市塩山赤尾字川除下二〇五の一、二〇五の三及び二〇九の二並びに字堰口二二

一 公共施設の種類、位置及び区域

道路水路	公共施設の種類
次の図のとおり	位置及び区域

備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」は、省略し、その図及び関係書類を峡東建設事務所及び甲州市役所に

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

5役 池野 隆光 埼玉県さいたま市見沼区東大宮四の四十七の七 ウエルシア関東株式会社 代表取

開発行為に関する工事の完了について

に関する工事は、完了した。都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

平成二十三年八月一日

山梨県知事 横 内 正 明

一六七八、一六七九、一六八〇の一及び一六七二の二並びに窪中島字新開町一六二の並びに字矢蔵下町一六六八、一六六九、一六七〇、一六七一、一六七二、一六七七、五二の一、一六六七、一六七五、一六五二の三、一六六三の二、一六六四の一、一六六五、笛吹市石和町四日市場字紙屋町一六五〇の一、一六六三の二、一六六四の一、一六六五、開発区域(工区)に含まれる地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

笛吹市石和町広瀬八十四番地の二 志村 忠良

発 行者 山 梨 県	山梨県公報第二千百
梨	公報
	第二千五
甲府市丸の内一丁目六番一号	第二千百五十五号
日六番一号	平成二十三年八月一日
印刷所 (株) サンニチ 印刷	日
甲府市北口二丁目六番	
	五〇〇